

J-GCP	ICH-GCP
第1条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、これに記名なつ印し、又は署名し なければならない。	該当項目なし
<第1項>	
1 治験責任医師又は治験分担医師は、症例報告書を治験実施計画書の規定に従って作成し、自ら治験を実施する者による治験においては治験依頼者に提出し、自ら治験を実施する者による治験においては治験依頼者に提出した症例報告書の写しを保存するものとする。	該当項目なし
2 治験依頼者による治験においては、治験依頼者は、原資料と矛盾しないものでなければならず。原資料との何らかの矛盾がある場合には、治験責任医師はその理由を説明する記録を作成して、治験依頼者による治験においては治験依頼者に提出するとともに、その写しを保存し、自ら治験を実施する者による治験においては自ら治験を実施する者が保存しなければならない。	4.9.2 症例報告書中の原資料に基づくデータは、原資料と矛盾しないものでなければならず。何らかの矛盾がある場合は、それが説明されなければならない。
3 治験責任医師は、症例報告書のデータが、正確、完全で、読みやすく、提出の時期が適切であることを保証するものとする。	4.9.1 治験責任医師は、治験依頼者に報告する必要のある症例報告書及びその他の全ての報告書のデータが、正確、完全で、読みやすく、適切な時期に報告されていることを保証するものとする。
2 治験責任医師は、症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、その日付を記載して、これになつ印し、又は署名しなければならない。	該当項目なし
<第2項>	
1 治験責任医師又は治験分担医師は、症例報告書の変更又は修正に当たり治験依頼者から提供された又は自ら治験を実施する者が作成した手引きに従わなければならぬ。また、症例報告書の変更又は修正にても日付の記入及び初の記載内容を不正確にするものであつては説明が記されなければならない。また、変更又は修正は当初の記載内容を正確に記載すればならぬ。また、変更又は修正は修正の双方に適用される(5.18.4 (n)参照)。治験依頼者は、治験依頼者に指名した者(又は)その指名する者に、データの修正に関する手引きを提供するものとする。このことは文書及び電子データの変更又は修正の双方に適用される。	4.9.3 症例報告書のいかなる変更又は修正も、これに日付及びニシヤルが付記され、(必要な場合は)説明されなければならない。このことは文書及び電子データの変更又は修正にても日付の記入及び初の記載内容を不正確にするものであつては説明が記されなければならない。また、変更又は修正は当初の記載内容を正確に記載すればならぬ。また、変更又は修正は修正の双方に適用される(5.18.4 (n)参照)。治験依頼者は、治験依頼者に指名した者(又は)その指名する者に、データの修正に関する手引きを提供するものであり、かつ治験責任医師が承認したものであることを示すものとする。
2 治験責任医師は、症例報告書の変更又は修正の記録を作成しておかなければならぬ。	
3 治験責任医師は、症例報告書による記録を治験依頼者による治験においては自ら治験を実施する者が保存しなければならない。	該当項目なし
<第3項>	
1 治験依頼者は、治験の実施に先立つて、治験責任医師及び治験分担医師に症例報告書の変更又は修正に関する手引きを提供するものとする。また、治験依頼者が指名した者によつて行われた症例報告書の変更又は修正においては、それらが文書に記録され、必要なものであり、かつ治験責任医師が承認したものの手順書を作成しておかなければならぬ。	該当項目なし
2 自治験を実施する者は、治験の実施に先立つて、症例報告書の変更又は修正に関する手引きを作成し、治験分担医師に提供するものとする。	該当項目なし
3 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書を点検し、内容を確認した上で、これに記名なつ印し、又は署名しなければならない。	該当項目なし
<第4項>	
1 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書について、それらが治験依頼者に提出される前にその内容を点検し、問題がないことを確認した上で記名捺印又は署名するものとする。治験責任医師は、治験分担医師が行った症例報告書の変更又は修正についても点検し、問題がないことを確認しなければならない。	参考 4.9.1 治験責任医師は、治験依頼者に報告する必要のある症例報告書及びその他の全ての報告書のデータが、正確、完全で、読みやすく、適切な時期に報告されていることを保証するものとする。

J-GCP	ICH-GCP
第48条 治験責任医師は、治験の実施状況の概要を適宜実施医療機関の長に文書により報告しなければならない。	該当項目なし
<第4項>	
1 治験責任医師は、実施医療機関等設置治験審査委員会等の組織構造を受けるために、治験の現況の概要を年に1回又は当該治験審査委員会等に応じてそれ以前の頻度で、実施医療機関の長に文書をもつて提出しなければならない。	4.10.1 治験責任医師は、治験の現況の概要を年に1回又は当該治験審査委員会の求めに応じてそれ以上の頻度で、治験審査委員会に文書をもつて提出するものとする。
2 「治験実施状況の概要」は、第31条に規定する治験を推進して行うことの適否の審査のために用いられる資料である。	
3 治験依頼者が治験を依頼する場合においては、治験責任医師は、治験薬の副作用によると疑われる死(その他の重篤な有害事象の発生を除いたときは、直ちに実施医療機関の長に報告することとともに、治験依頼者に通知しなければならない)、治験依頼者、実施医療機関の長又は実施医療機関等設置治験審査委員会等から更に必要となる情報の提供を求められたときは、当該治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては、治験責任医師はこれに応じなければならない。	該当項目なし
<第2項><第3項>	
1 重篤な有害事象の発生を認めたときは、治験薬との因果関係の有無に係わらず、全ての重篤な有害事象を報告するという旨を記載する。	4.11.1 治験責任医師は、全ての重篤な有害事象を治験依頼者に速やかに報告するものとする。ただし、治験実施計画書又は他の文書(例えば、治験実施計画書)において、緊急報告が不要であることが規定された有害事象に関してはこの限りではない。緊急報告の後に、文書による詳細な報告が不要であるものとする。これらが規定における限りでは、被験者に割り当てられた特定のコード番号による緊急報告を行なうものとする。身元が特定できない場合は、被験者の氏名、身元によつて被験者を識別すべきで、被験者を識別できない場合は、規制当局及び治験審査委員会に対する予測できない重篤な副作用の報告に際して、適用される規制要件を遵守るものとする。
2 治験責任医師は、全ての重篤な有害事象を実施医療機関の長に直ちに文書により報告しなければならない。この場合においては他の実施医療機関の治験責任医師を含む。この場合においては、治験薬が子前で予測できない副作用を肯定するものとする。	
3 治験責任医師は、報告する重篤な有害事象の文書において緊急の報告が必要であると規定されている場合を除き、全ての重篤な有害事象を治験依頼者に直ちに報告しなければならない。緊急報告の後に、文書による詳細な報告を行なうものとする。	4.11.2 治験責任医師は、治験実施計画書において安全性評価のために重要であると規定された有害事象及びその他の常値についても、治験依頼者が治験実施計画書で規定した報告要件及び期限を守って、治験依頼者に報告しなければならない。
4 治験責任医師は、治験実施計画書において治験薬の安全性評価のために重要であると規定された有害事象について、治験依頼者に報告を行なうものとする。	4.11.3 治験責任医師は、報告した死亡例について、治験依頼者、実施医療機関及びその他の必要とされる情報をこれらに提出するものとする。
5 治験責任医師は、報告した死亡例を含む重篤な有害事象又は副作用について、治験依頼者、実施医療機関の長及び実施医療機関等設置治験審査委員会等から要求された追加の情報、部接報告書、末期の医療記録及びその他の必要とされる情報をこれらに提出するものとする。	
6 自ら治験を実施する者が治験を実施する場合には、治験責任医師は、治験薬の副作用によると疑われる死亡その他の重篤な有害事象の発生を認めたときは、直ちに実施医療機関の長のみならず、共同で治験を実施している他の実施医療機関の治験責任医師(多施設共同治験の場合)及び治験実施機関の長のものとし、もしくは、治験実施機関の長又は実施医療機関等設置治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求めるものとする。	該当項目なし

J-GCP	ICH-GCP
第49条 治験責任医師は、第40条第2項の通知により治験が中断され、又は中止されたときは、被験者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他の必要な措置を講じなければならない。 (参考) ○第40条第2項 実施医療機関の長は、第24条第2項の規定により治験依頼者から差ししくは第26条の10第2項の規定により自ら治験を受ける旨の通知を受けたとき又は第24条第3項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨及びその理由を治験責任医師及び実施医療機関等監査委員会等に文書により通知しなければならない。	該当項目なし
<第1項> 1 治験が何らかの理由で中止又は中断された場合には、治験責任医師は被験者に速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療及び事後処理を保证しなければならない。	該当項目なし
2 治験依頼者が治験の中止又は中断(第24条第2項参照)若しくは被験者の開発中止(第24条第3項参照)を決定したときは、実施医療機関の長を経由して治験責任医師に通知される。	該当項目なし
2 治験責任医師は、自ら治験を中断し、又は中止したときは、実施医療機関の長に速やかにその理由を文書により報告しなければならない。 <第2項> 1 治験責任医師が治験を中止又は中断した場合には、治験責任医師は実施医療機関の長に速やかにその旨を文書で通知することも、中止又は中断について文書で詳細に説明しなければならない。	該当項目なし
3 治験責任医師は、治験を終了したときは、実施医療機関の長にその旨及びその結果の概要を文書により報告しなければならない。 <第3項> 1 治験が終了した場合には、治験責任医師は実施医療機関の長にその旨を文書で通知し、治験結果の概要を文書で報告するものとする。	該当項目なし
4.12 (治験の中止又は中断) 治験が何らかの理由により中止又は中断された場合、治験責任医師／治験実施医療機関は被験者に速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療及び事後処理を保証し、また適用される規制要件によって要求される場合には、規制当局にも通知するものとする。さらに、以下の措置をとるものとする。 4.12.2 治験依頼者が治験を中止又は中断した際は(5.21参照)、治験責任医師は、適切な場合には治験実施医療機関に速やかにこれを通知し、治験責任医師／治験実施医療機関は治験審査委員会に対して、速やかに中止又は中断につき文書で詳細に説明するものとする。	該当項目なし
4.12.1 治験責任医師が治験依頼者の事前同意を得ずして治験を中止又は中断した際は、治験責任医師は、必要とする場合には治験実施医療機関にその旨を通知し、治験責任医師／治験実施医療機関は、治験依頼者及び治験審査委員会に対して中止又は中断にその旨を通知する。また治験責任医師／治験実施医療機関は、治験依頼者及び治験審査委員会に対して中止又は中断に該当する詳細な文書による説明を行わなければならぬ。	該当項目なし
4.13 最終報告 治験が終了した場合、治験責任医師は、要求される場合には治験実施医療機関にその旨を通知し、治験責任医師／治験実施医療機関は、治験審査委員会にその結果の概要を報告し、規制当局に対しても規制要件に沿って報告するものとする。	該当項目なし

I-GCP

ICH-GCP

J-GCP	ICH-GCP
<p>6 治験責任医師等は、説明文書の内容その他治験に関する事項について、被験者となるべき者(代答者となるべき者)に質問をする場合においては、当該者。次条から第53条までにおいて同じ。)に質問をする機会をを与え、かつ、当該者の同意を得る場合には、被験者となるべき者(代答者となるべき者)が否かを判断するのに十分な時間と機会を確保する場合にあつては、その旨を明記する。 7 治験責任医師等は、同意を得る前に、被験者となるべき者(代答者となるべき者)が質問する機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならぬ。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足説明者としての治験協力者は、全ての質問に対し答える義務がある。 8 治験責任医師等は、被験者となるべき者(代答者となるべき者)が満足するよううに答える義務がある。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>4.8.7 治験責任医師又はその指名する者は、インフォームド・コンセントを取得する前に、被験者又はその法定代理人等に対して、彼らが治験の詳細について質問する機会と、治験に參加するか否かを決断するのに十分な時間を与えなければならない。治験責任医師又はその指名する者は、被験者又はその法定代理人等が満足するよううに、治療に關する全ての質問に答えるなければならない。</p>

第四条 治験責任医師等は、前条第1項の説明を行うときは、次に掲げる事項を記載した説明文書を交付しなければならない。	該当項目なし
1) 当該治験が試験を目的とするものである旨	4.8.10 インフォーム・コンセントの説明並びに同意文書及びその他の被験者への説明文書には、以下の事項に関する説明が含まれなければならない。 (a)当該治験が研究を伴うこと
2) 治験の目的	5) 予期される被験者の自由意思によるものであり、被験者はその代総理又はその他の被験者の意思に従事する場合に、治験の手順及び権利を理解する権利を有する。また、同意文書に署名することによって、被験者がこのようないきな直面困難を認めしたことになること。
3) 治験責任医師の氏名、職名及び連絡先	6) 患者を被験者に対する他の治療方法に対する評価と併せて、被験者の治療方法の有無及びその治療方法に対する評価を含む。(第4号)
4) 治験の方法	7) 被験者の治験への参加予定期間(第7号)
5) 予期される臨床上の利益及び危険性又は不便(被験者にとって予期される利益がない場合には、被験者にその旨を知らせなければならない。)(第5号)	8) 治験への参加は被験者の自由意思によるものであり、被験者又はその代総理又はその他の被験者が不利益を受けたり、治療に参加しない場合に受けられるべき利益を失うことはない。(第9号)
6) 治験の結果が公表されることによるものであり、拒否(第8号)及び撤回(第7号)	9) モニター、監査担当者、治験審査委員会及び規制当局が原医療記録記録を直接閲覧する権利を有する。また、同意文書に被験者又はその代総理又はその他の被験者が記名捺印又は署名することによって開示を認めたことになること(第10号)。
7) 治験の結果が公表されることによるものであり、被験者又はその代総理又はその他の被験者が不利益を受けたり、治療に参加しない場合に受けられるべき利益を失うことはない。(第9号)	10) 治験の結果が公表される場合であっても、被験者の秘密は保全されること(第11号)。
8) 治験への参加は被験者の自由意思によるものであり、被験者又はその代総理又はその他の被験者が不利益を受けたり、治療に参加しない場合に受けられるべき利益を失うことはない。(第9号)	11) 被験者が治験及び被験者の権利に關してさらに情報の入手を希望する場合又は治験に關連する健康被害が生じた場合に照会すべき又は連絡をとるべき専門医機関の相談窓口(第12号)
9) モニター、監査担当者、第三治験審査委員会等設置治験機関等設置治験委員会等	12) 治験に隸屬する健康被害が発生した場合に被験者が受け得ることのできる補償及び治療(第13号及び第14号)
10) 治験に参加する予定の被験者数(第16号)	13) 治験に参加する予定の被験者数(第16号)
11) 被験者又はその代総理又はその他の被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合に速やかに被験者又はその代総理又はその他の被験者に伝えられること(第16号)。	14) 治験への参加の経緯について被験者又はその代総理又はその他の被験者の意思に傳達し得る情報を得られた場合には、適切な時期に被験者又はその代総理又はその他の被験者にそれを知らせること。
12) 治験への参加を中止する場合の条件又は理由(第16号)	15) 治験への参加を中止する場合の条件及び理由(第16号)
13) 被験者が費用負担をする必要がある場合には、その予定額	16) 被験者が費用負担をする必要がある場合には、その内容(第16号)

<p>J-GCP</p> <p>17) 被験者に金銭等が支払われる場合にはその内容(支払額算定の取扱い等)(第16号)</p> <p>(k) 被験者が治験参加を完遂できない場合等に、参加期間等を案分して金銭等が支払われる場合は、その案分の取扱い 3.1.9 治験審査委員会は、支払金額や支払時期を含め、被験者に対する支払に關する情報が同意文書及びその他の被験者への説明文書に記述されていることを確認する。参加期間等による案分の方法が、明記されなければならない。</p> <p>(e) 被験者の責任 該当項目なし</p>	<p>3 第5号の予測される信頼度による被験者心身の健康に対する利益及び危険性又は不便を指すものである。また、被験者に対する不利益」とは、予期される路障上の利益又は不便を指すものである。 4 第15号における被験者に対する利益がない場合には、被験者にその旨を知らせなければならない。</p> <p>ア 「治験審査委員会の種類」とは、実施医療機関設置治験審査委員会以外の実施医療機関設置治験審査委員会又は第三者治験審査委員会の旨を指すものである。 イ 「各治験審査委員会において開催する事項」とは、医薬品の臨床試験の実施の基準に關する事項についての審査並びに、該審査委員会が科学的、倫理的觀点等から治験の実施又は継続等に關する事項である。 ウ 「その他当該治験に係る開闊可能な情報等」とは、第27条第1項第2号から第4号までに規定する治験審査委員会の設置者にあっては、定数、費用負担、財物、貢献等に係る開闊可能な情報等を含むものである。「当該設置者に係る開闊可能な情報等を含むもの」とは、第27条第1項第2号から第4号までに規定する治験審査委員会の設置者にあっては、定数、費用負担、財物、貢献等に係る開闊可能な情報等を含むものである。 6 被験者の八般の入手法を含むものである。また、被験者がこれらの人間観を希望する場合には、速やかにこれらの資料を開闇に供することができるようにしておくこと。 7 被験者の意願に影響を及ぼさないものと認められた場合には、治験に参加する予定の被験者又は代替被験者に当該情報が伝達される場合の条件又は理由、被験者が費用負担をする必要がある場合に該情報が掲載されること。 8 その内容、事業報告書(学会のうちらに送付するべき事項が挙げられる)。また、被験者がこれらの人間観を希望する場合には、速やかにこれらの資料を開闇に供することができるようにしておくこと。 9 その内容及び被験者が守るべき事項が記載すること。 10 第10号については、規制当局が原資料を開闇できる旨も記載すること。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>参考 4.8.10 (k) 被験者が治験参加を完遂できない場合等に、参加期間等を案分して金銭等が支払われる場合は、その案分の取扱い 該当項目なし</p> <p>(1) 被験者が治験に参加するために費用負担をする必要がある場合は、その予定額 (n) キニター、監査担当者、治験審査委員会及び規制当局には、治験の手順及び(又は)データを検証する目的で被験者の原医療記録を直接閲覧する権利を与えられること。ただし、被験者の秘密は適用される法規等により保護されること。また、同意文書に署名することによって、被験者又はその法定代理人等がこのような直接閲覧を認めしたことになること。 (p) 治験へ继续して参加するか否かについての被験者の意思に關連し得る情報が得られた場合には、適切な時期に被験者又はその法定代理人等にそれを知らせること。 (r) 被験者の治験参加を中止する、予測しうる条件及び (t) 治験に参加する被験者の概要 該当項目なし</p> <p>4.8.11 被験者又はその法定代理人等は、治験に参加する前に、署名と日付が記入された同意文書の写し及びその他の被験者への説明文書を受け取るものとする。被験者が治験に参加している間、被験者又はその法定代理人等は、署名され、且付の記入された最新の同意文書の写し及び被験者への説明文書の改訂版を受け取るものとする。</p> <p>該当項目なし</p>	<p>6 治験文書と同意文書(第32条参照)は一体化した文書又は二式の文書とすることが望ましい。</p> <p>7 治験文書の交付の対象は、被験者となるべき者又は代替者となるべき者となる。</p> <p>注1) 治験文書の作成については第9条又は第15条の6を参照のこと。 注2) 被験者が治験に参加している間に、説明文書が改訂された場合には、第56条第3項により、治験責任医師又は治験分担医師はその都度改訂された説明文書を被験者又は代替者に渡さなければならない。</p> <p>2 治験文書には、被験者となるべき者に権利を放棄させる旨又はそれを受けた記載並びに治療依頼者、自ら治験をしてはならない。</p> <p>く第2項> 1 治験文書には、被験者となるべき者又は代替者となるべき者に権利を放棄させる旨又は治療依頼者、又は治療責任医師、治験分担医師、治験協力者、実施医療機関、自ら治験を実施する者、治験依頼者の法的責任を免除する旨又はそれを疑わせる語句、或いは治験責任医師、治験実施医療機関、又はそれを疑わせる語句を含んではならない。</p> <p>2 治験に際して口頭で提供される情報についても、1と同じである。</p>	<p>4.8.4 同意文書を含め、治験に關する口頭及び文書による情報には、被験者又はその法定代理人等に法的権利を放棄させる旨又はそれを疑わせる語句、或いは治験責任医師、治験実施医療機関、又はそれを疑わせる語句を含んではならない。</p> <p>4.8.6 同意文書を含め、治験に關する口頭及び文書による情報は、被験者又はその法定代理人等並びに、適切な場合には公正な立会人が理解可能でできるだけ非専門的な言語によるものでなければならぬ。</p>
---	--	--	--	---

J-GCP	ICH-GCP
<p>3 説明文書には、できる限り平易な表現を用いなければならない。 <第3項></p> <p>1 説明文書には、被験者となるべき者又は代諾者となるべき者(被験者となるべき者又は代諾者となるべき者)が理解することができる公正な立会人を含む。) 2 説明に際して口頭で提供される情報についても、1と同様である。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>4.8⁶ 同様文書を含め、治療に關する口頭及び文書による情報は、被験者又はその法定代理人等並びに、適切な場合には公正な立会人が理解可能で、できるだけ非専門的な言語によるものでなければならぬ。</p>

J-GCP	ICH-GCP
<p>第1項 治験責任医師等は、治験責任医師及び被験者となるべき者が記名なつ印し、又は署名した同意文書の写しを被験者(代諾者)において同一に交付しなければならない。</p> <p>1. 治験責任医師又は治験分担医師は、これらの者及び被験者となるべき者(代諾者)の同意を得ようとする場合には、代諾者となるべき者が記名捺印又は署名した同意文書の写しを被験者(代諾者)の同意を得ようとする場合は、代諾者に渡さなければならない。</p> <p>注1) 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、並びに被験者となるべき者又は代諾者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、治験に参加することに同意する旨を記載した同意文書に記名捺印又は署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名捺印又は署名し、日付を記入するものとする(第52条第1項参照)。</p> <p>注2) 第56条第3項の規定により、被験者が治験に参加している間に説明文書が改訂された場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、その都度、新たに記名捺印又は署名と日付を記入した同意文書の写しを被験者及び代諾者に渡さなければならない。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>4.8, 11 被験者又はその法定代理人等は、治験に参加する前に、署名と日付が記入された同意文書の写し及びその他の被験者への説明文書を受け取るものとする。被験者が治験に参加している間、被験者又はその法定代理人等は、署名され、日付の記入された最新の同意文書の写し及び被験者への説明文書の改訂版を受け取るものとする。</p> <p>該当項目なし</p>

J-GCP	ICH-GCP
<p>第52条 治験責任医師等は、治験に臨床して参加するかどうかにについて被験者の意思により影響を与えるものと認めるものとを文書により記載するとともに、被験者が治験に準拠して参加するかどうかを確認しなければならない。この場合には、第50条第5項及び第52条第2項の規定を準用する。</p> <p>く第1項></p> <p>1 治験への参加の総統につて被験者又は代替者との意見に影響を与える可能性のある情報は、当該情報が得られない場合に、被験者の治験への参加の態様について、被験者又は代替者に伝え、被験者又は代替者に伝えなければならない。この場合には、当該情報が被験者又は代替者に伝えられたことが文書に記録されなければならない。</p> <p>2 第50条第5項(質問する機会を与えるべき質問に十分に答えるべきこと)、第62条第2項(治験への参加の総統に開示し、強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならないこと。)を準用する。</p> <p>2 治験責任医師は、前項の場合において、説明文書を改訂する必要があると認めたときは、速やかに説明文書を改訂しなければならない。</p> <p>3 治験責任医師は、前項の規定により説明文書を改訂したときは、その旨を実施医療機関の長に報告するとともに、治験の参加について改めて被験者の同意を得なければならぬ。この場合には、第51条から前条までの規定を準用する。</p> <p><第2項><第3項></p> <p>1 被験者の同意に開連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、治験責任医師は、速やかに当該情報に基づき説明文書を改訂し、子め治験審査委員会の承認を得なければならぬ。また、治験責任医師又は治験担当医師は、すでに治験に参加している被験者又は代替者に伝え、当該情報を被験者又は代替者に伝えるとともに、改訂された説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の総統について、被験者又は代替者の意見を確認するものとする。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>4.8.2 被験者の同意に開連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、同意文書及び他の被験者への説明文書を改訂し、子め治験審査委員会の承認を得るものとする。治験に組織して参加するか否かについての被験者の意志に影響を与える可能性のある情報が得られない場合に、被験者又はその法定代理人等に時宜を得て知らせなければならぬ。このような情報の伝達については文書に記録するものとする。</p> <p>4.8.7 治験責任医師又はその指名する者は、インフォームド・コンセントを取得する前に、被験者又はその法定代理人等に対して、被験者が治験に参加する機会と、治験に参加するか否かを決断するのに十分な時間を与えなければならぬ。治験責任医師又はその指名する者は、被験者又はその法定代理人等が満足するよう、治療に関する全ての質問に答えなければならない。</p> <p>4.8.3 治験責任医師又は治験スタッフは、治験への参加又は参加の総統に開し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。</p> <p>該当項目なし</p> <p>4.8.2 被験者の同意に開連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、同意文書及び他の被験者への説明文書を改訂し、子め治験審査委員会の承認を得るものとする。治験に組織して参加するか否かについての被験者の意志に影響を与える可能性のある情報が得られない場合に、被験者又はその法定代理人等に時宜を得て知らせなければならぬ。このような情報の伝達については文書に記録するものとする。</p> <p>4.8.11 被験者又はその法定代理人等は、治験に参加する前に、署名と日付が記入された同意文書の写し及びその他の被験者への説明文書を受け取るものとする。被験者が治験に参加している間、被験者又はその法定代理人等は、署名され、日付の記入された最新の同意文書の写し及び被験者への説明文書の改訂版を受け取るものとする。</p>

臨床評価部会 タスクフォース1 [GCPに関する法・規制の改善検討]

資料作成者

財団法人化学及血清療法研究所	上野 哲郎	(リーダー)
旭化成ファーマ株式会社	川辺 正人	(サブリーダー)
アステラス製薬株式会社	浅野 哲夫	
アストラゼネカ株式会社	池田 司	
キッセイ薬品工業株式会社	小林 活人	(サブリーダー)
協和発酵工業株式会社	細江 久	(サブリーダー)
キリンファーマ株式会社	岡本 剛	
グラクソ・スミスクライン株式会社	熊澤 綾子	
参天製薬株式会社	坂本 英弘	
株式会社三和化学研究所	山野 昌也	
塩野義製薬株式会社	北野 吉則	
千寿製薬株式会社	松本 隆弘	
ゼリア新薬工業株式会社	藤本 巨樹	
田辺三菱製薬株式会社	三家本 祐一	
第一三共株式会社	目黒 康子	
帝國製薬株式会社	西山 賢一	(サブリーダー)
トーアエイヨー株式会社	土肥 巨樹	
日本新薬株式会社	成田 喜弘	
富士フィルム RI ファーマ株式会社	小島 清孝	(サブリーダー)
藤本製薬株式会社	廣瀬 奈津子	
プリストル・マイヤーズ株式会社	藤本 陽子	
ワイス株式会社	鈴木 知美	

監修

部会長	長田 徹人	ファイザー株式会社
監事	青木 寛	大正製薬株式会社
担当副部会長	作広 卓哉	田辺三菱製薬株式会社

以上の資料作成に当たり、医薬品評価委員会 中島委員長ならびに本資料の査読を実施頂いた査読担当者の諸氏に感謝いたします。

GCPの今後の課題

- * 治験の質を保持しつつ、効率的な実施を目指す。
(ICH-GCPとJ-GCPとの更なる整合性)

例えば…

- 同意説明文書の作成依頼(第9条)
- 症例報告書の見本の提出(第10条)
- 契約書への治験分担医師の記載(第13条)
- 治験薬の管理に関する手順書の医療機関の長への提出(第16条) 等

副作用報告・伝達の課題

- * 海外との不整合
 - 規制当局への報告
 - ・ 既知の死亡/LTの取り扱い
 - ・ 副作用定義における“因果関係”的規定
 - 医療機関への伝達
 - ・ 「expedite」と「直ちに」
 - ・ 日本での外国市販後自発報告の伝達タイミング
 - ・ USでは既承認薬の治験は当該治験のみ(未知・重篤)
 - ・ EUでは、情報により集積情報(ラインリスト)でも可能
- * 6ヶ月定期報告とICH-E2F(DSUR)
 - 集積情報(Aggregate Data)の収集と評価体制の強化(製薬企業)
 - ICH-E2Fがstep5となった時点での定期報告制度の見直し(規制当局)

「国際共同治験を前提としたGCP等
の治験制度及びその運用のあり方
に関する研究」

**“The Values and Challenges of
Multi-Regional Clinical Trials”**

August 21, Tokyo

Toshi Kobayashi, Ph.D.
Japan Technical Representative
PhRMA (USA) - Japan

IP reserved

[<toshi.kobayashi@phrma-jp.org>](mailto:toshi.kobayashi@phrma-jp.org)

GTkym

1

DISCLAIMER

Comments in this presentation
reflect the view of the presenter
and not necessarily those of
PhRMA

GTkym

2

INTRODUCTION

Advancing through “Life Science
Harmonization”

Science



Enhancing

Life

Evidence of Enhancing Life : Discharged Patients



Talking Outlines.....

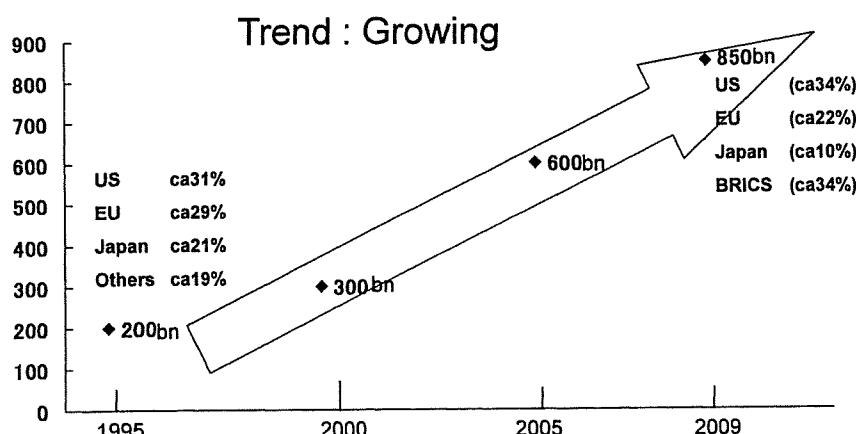
Perspectives from Benefits to Patients

1. Environment
2. Matters concerned
3. Challenges
4. Doing it !

PhRMA

1. Environment

Worldwide Pharmaceutical Market



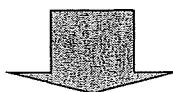
Source : IMS

PhRMA

1. Environment (2)

Why Asia is important in Drug Development

- Largest portion of global population
 - Approximately 30% of the World Population
- Most exploding drug markets
- Good drug R&D environment (speed, cost, quality, motivation, etc.)



Positive impacts on Global Drug Development

Dr. S.Toyoshima, PMDA

GTKym

7

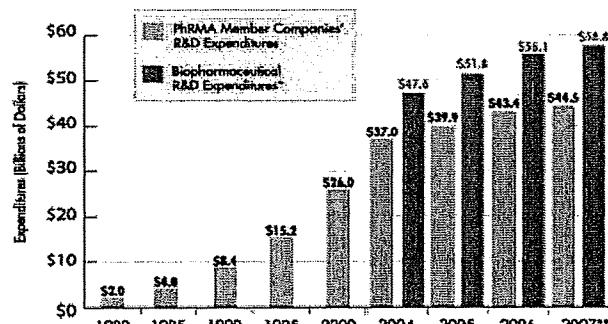
1. Environment (3)

R&D Investments

Trend : Innovation Crisis

More Money

FIGURE 1: Biopharmaceutical Companies' Investment in R&D Remains Strong



Sources: Burill & Company, Analysis for Pharmaceutical Research and Manufacturers of America, 2008; and Pharmaceutical Research and Manufacturers of America, 2008 Annual Member Survey (Washington, DC: PhRMA, 2008).

*The "Biopharmaceutical R&D" figures include PhRMA research associations and nonmembers; these are not included in "PhRMA Member Companies' R&D Expenditures." PhRMA did not report this data in 2004.

^{**}Estimated.

GTKym

8



1. Environment (4)

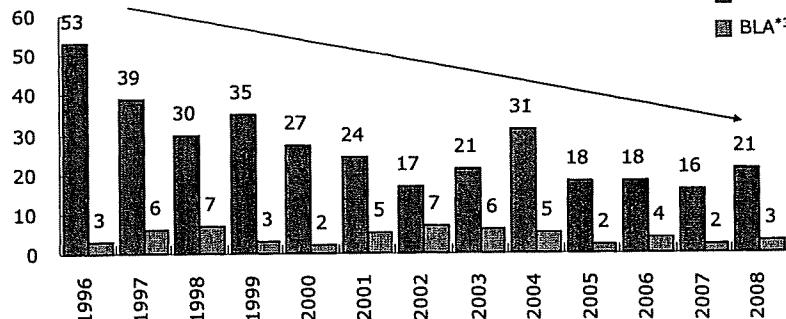
Trend : Innovation Crisis (2)

Less Products : *Number of drugs approved has been

of drugs approved by FDA*¹

declining

NME*²
BLA*³



*1 FDA <http://www.fda.gov/cder/rdmt/NMEdapps93-06.htm>
<http://www.fda.gov/cder/rdmt/InternetNME07.htm>
<http://www.fda.gov/cder/rdmt/InternetNME08.pdf>

*2 NME: new molecular entity

*3 BLA: biologic license applications

GTkyM

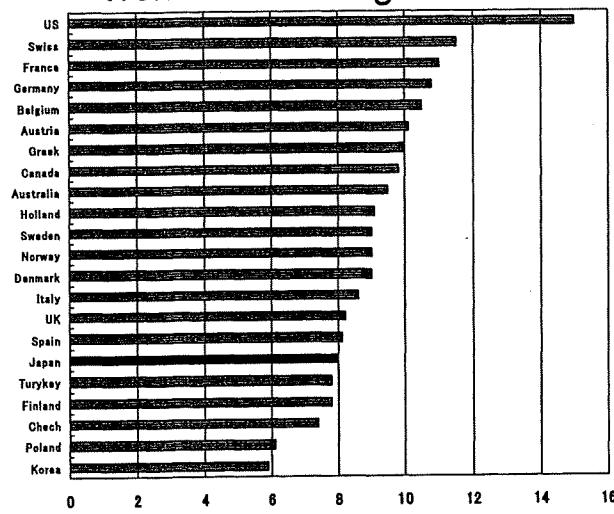
9

PhRMA

1. Environment (5)

Total Healthcare Costs

Trend : Increasing



However, instead,
Japan/ Asia
needs More
Increase!

GTkyM

10

PhRMA